土地の所有者等及び一般社団法人等が提案を行う際には、その実効性を確保する観点から、可能な限り具体的な内容とすることが必要です。一方、提案を受けた都道府県又は市町村は、地域の自然的・社会的条件を踏まえ、この提案に係る地域計画の作成の必要性について十分な検討を行い、地域計画の作成を行う場合には、作成に当たって提案者との十分な連携を図ることが必要です。また、作成を行う必要がないと判断した場合には、その理由について提案者に十分な説明を行うよう努めなければなりません。

⑶　各種計画との調和

地域計画は、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略等の他の法令に基づく自然環境保全に関する計画や国民の安心・安全の確保、農林漁業、社会資本整備、土地利用等に係る他の法令に基づく計画との調和が保たれるよう調整を図ることが求められます。

また、地域計画の作成に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、地域自然環境保全等事業及び自然環境トラスト活動を円滑かつ確実に行うことができるよう、土地所有者等のみならず、区域内の施設等の管理者や関係行政機関、関係事業者の同意を得る等、十分な調整を図る必要があります。このため、地域計画を作成する都道府県又は市町村は、当該地域に関連する行政事務を所掌する都道府県又は市町村の担当部局と事前に調整を行うことが重要です。

なお、法は、国有財産法（昭和23年法律第73号）等の既存の法律で定められた権利義務関係を変更するものではないため、既存の財産権や所有権に関わらず入域料を収受することや土地に関する権利を取得することの根拠を与えるものではありません。

⑷　地域計画の評価及び柔軟な見直し

地域計画に基づく活動の効果の検証やこれを踏まえた更なる取組の推進のため、地域計画を作成した都道府県又は市町村は、地域自然環境保全等事業並びに自然環境トラスト活動及び自然環境トラスト促進事業（以下「地域自然環境保全等事業等」という。）の実施状況を定期的に点検し、その結果を踏まえ、必要に応じて計画の更新や変更を行うことが必要です。

なお、地域計画の更新や変更に際しては、自然的・社会的条件の変化について十分調査した上で、科学的・客観的視点に基づいて進めていくとともに、協議会等において関係者との合意形成を図っていくことが重要です。

3　特例措置に係る手続

自然公園法等の各法律に基づく許可、届出等を必要とする行為であって法第６条から第９条に規定する特例措置の対象となるものを含む地域計画を作成する場合には、各法律の趣旨や目的を踏まえ、適切な内容とし、協議に当たっては、各法律に基づく許可、届出等の際に必要とされる事項に準じた書類を添付することが必要です。

協議を受けた環境大臣や都道府県知事は、各法律の目的に鑑み、各種法令等で定められている許可基準等に則して、当該協議に係る地域自然環境保全等事業等の妥当性や当該地域自然環境保全等事業等に係る行為による支障の有無等を判断することになります。

これらの手続を踏むことで、地域自然環境保全等事業等の内容が、各法律の趣旨や目的に沿ったものとなり、かつ、地域計画に含まれる許可を要する行為に係る手続が一括して処理され、地域自然環境保全等事業等の円滑な実施を図ることが可能となります。

なお、地域計画の作成の段階でこれら特例措置の対象となり得る活動の内容が十分に具体化していない場合には、活動が具体化した段階で各法律に基づいて許可申請や届出等の手続が必要となることに留意する必要があります。

4　行政の役割

⑴　国の援助

国は、都道府県又は市町村による地域計画作成に当たっての助言、地域自然環境保全等事業等を行っている又は行おうとしている地域の情報収集や情報交換の場の設置等により、都道府県又は市町村への援助を行っていくよう努めます。

ナショナル・トラスト活動の推進に資するような自然環境等の保護及び整備を目的として事業を行う公益社団法人、公益財団法人等については、寄附金に係る所得税、法人税及び相続税に関する税制上の優遇措置が設けられています。さらに、公益目的事業を行う公益社団法人、公益財団法人等に対して財産を寄附した場合の、みなし譲渡課税への優遇措置等の活用も可能であり、既存の制度のより円滑かつ効果的な運用が求められます。

⑵　土地の取得（国及び都道府県の役割）

法に規定する制度は、地域において守られるべきと考えられる自然環境等について、公的資金のみならず、民間による支援も用いて保全を行うことを主たる内容としていますが、一方で、我が国において特に重要と認められる自然環境等については、国や都道府県の責任において公的管理を推進していくことが重要です。このため、既存の制度を生かしつつ、国や都道府県がその土地を取得し、一層の適切な保全及び管理を図っていくことが求められます。

⑶　広報活動等（国、都道府県及び市町村の役割）

地域自然環境保全等事業については、入域料を負担する利用者の理解と協力が得られることが前提であり、自然環境トラスト活動については、国民や企業による幅広い寄附を集めていくことが有効です。このため、国及び都道府県又は市町村は、地域自然環境保全等事業や自然環境トラスト活動の重要性について、積極的に広報等を行い、その認知度を高めていくことが必要です。

○厚生労働省告示第六十七号

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百三十七号）第二条第一項の規定に基づき、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月十八日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第二条第一項に規定する専門的な知識、技術又は経験であって、高度のものは、次の各号のいずれかに該当する者が有する専門的な知識、技術又は経験とする。

一　博士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位を含む。）を有する者

二　次に掲げるいずれかの資格を有する者

イ　公認会計士

ロ　医師

ハ　歯科医師

ニ　獣医師

ホ　弁護士

ヘ　一級建築士

ト　税理士

チ　薬剤師

リ　社会保険労務士

ヌ　不動産鑑定士

ル　技術士

ヲ　弁理士

三　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第七条に規定する情報処理技術者試験の区分のうちＩＴストラテジスト試験に合格した者若しくは情報処理技術者試験規則等の一部を改正する省令（平成十九年経済産業省令第七十九号）第二条の規定による改正前の当該区分のうちシステムアナリスト試験に合格した者又はアクチュアリーに関する資格試験（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条の二第二項の規定により指定された法人が行う保険数理及び年金数理に関する試験をいう。）に合格した者